

改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)対応セミナー

パワハラ防止法対応

明るく風通しの良い職場環境づくりで離職を防ぐ ハラスメント防止コミュニケーション術

参加無料
(会員・非会員問わず)
定員30名

2020年6月より改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が施行されました。改正パワハラ防止法は大企業に加えて中小企業にも2022年4月から適用されていますが、社内でひとたびハラスメントの問題が起きれば、社内外に動揺と影響を及ぼすことになるため経営としても重大なリスクと認識すべきです。

今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメントの対策ポイントと受講後すぐに実践できるハラスメント防止に役立つコミュニケーションのコツも解説いたします。

内容

1. 改正労働施策総合推進法のポイント
(通称：ハラスメント防止法)
2. ハラスメントの定義と分類
3. ハラスメントの原因と認識度
4. ハラスメントの予防策と対応方法
5. 質の良いコミュニケーションが
ハラスメントを防ぐ

講師

くらなか かずひろ
蔵中 一浩 氏



横浜リネージュ社労士事務所 代表
特定社会保険労務士
ハラスメント防止コンサルタント

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行
入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務
に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業
との相談、折衝に当たる。平成25年独立し
横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。
社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ
銀行員としての豊富な経験を中小企業経営の
ために活用すべく現在活動中。
セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に
開催している。
また、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

日時

2024
9/10 火 14:00~16:00

会場

郡山商工会議所 6階「ホールB」
※当所駐車場(有料)には限りがございます。
近隣の有料駐車場をご利用ください。

対象

中小・小規模事業者
※郡山商工会議所の会員・非会員は問いません。

お申込方法

下記いずれかの方法で9/3(火)までにお申し込みください。

WEBフォーム から申込み

右の二次元バーコードを読み取り、
必要事項を入力・送信ください。



FAX でのお申込み

下記欄に必要事項をご記入のうえ送信ください。

主催  **郡山商工会議所**

お問合せ先/中小企業相談所 TEL.024-921-2621

<セミナー参加申込書>

FAX.024-921-2640

郡山商工会議所 行

事業所名

TEL

参加者氏名①

参加者氏名②